

# 報 道 資 料

令和4年6月6日  
総務部法務文書課  
県政情報公開係 杉村、山口  
直通 0742-27-8348  
庁内内線 2341、2349

## 奈良県情報公開審査会の第267号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第349号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

### 1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和4年 6月 6日
- ◎ 実 施 機 関：総務部知事公室 広報広聴課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：
  - 1 秘書課に係る職員配置図（平成30年12月1日現在）
  - 2 広報広聴課に係る職員配置図（H30.4.1～）
  - 3 知事公室政策推進課職員配置図（平成30年4月16日～）
  - 4 統計課職員配置図（平成30年6月25日）
  - 5 国際課配置図（本庁6階）（H30.7.1）
  - 6 防災統括室 職員配置図（H30.4.1）
  - 7 消防救急課 職員配置図（30.4.4）
  - 8 安全・安心まちづくり推進課 配置図（平成30年4月1日現在）
  - 9 総務部企画管理室・法務文書課配席図
  - 10 法務文書課収発室の職員配置図
  - 11 法務文書課印刷室の職員配置図
  - 12 法務文書課県政情報センター（県政情報係）の職員配置図
  - 13 職員配置図（行政経営・ファシリティマネジメント課）
  - 14 人事課の職員配置図（平成30年度）
  - 15 総務厚生センター【西執務室・中小企業会館執務室】職員配置図（共済組合係／福利厚生係／健康管理係）（H30.10.9現在）
  - 16 総務厚生センター【東】職員配置図（旅費係／給与・服務係）（H30.4.1現在）
  - 17 財政課配置図
  - 18 税務課職員配置図（H30.7.1現在）
  - 19 管財課に係る職員配置図（2018/11/13現在）
  - 20 情報システム課座席表（平成30年4月1日）
  - 21 地域振興部企画管理室職員配席図（主棟4階）（平成30年10月1日現在）
  - 22 国際芸術家村整備推進室の職員配置図
  - 23 市町村振興課座席図（H30.10.1）
  - 24 <地域政策課>職員配席図（平成30年7月3日）
  - 25 エネルギー政策課職員配置図 H30年4月1日現在
  - 26 文化振興課の職員配置図（H30）
  - 27 文化資源活用課の職員配置図
  - 28 H30 教育振興課職員配置図
  - 29 観光プロモーション課、ならの観光力向上課、インバウンド・宿泊戦略室、観光局局長室及び観光局理事室に係る職員配置図（H30.10.1～）
  - 30 平成30年度 福祉医療部 企画管理室 配席図（平成30年度）
  - 31 地域福祉課の職員配置図
  - 32 監査指導室 職員配置図
  - 33 長寿・福祉人材確保対策課の職員配置図
  - 34 障害福祉課職員配置図（平成30年10月1日）
  - 35 医療保険課 職員配置図（平成30年5月1日現在）
  - 36 地域包括ケア推進室及び介護保険課に係る職員配置図
  - 37 地域医療連携課配席図
  - 38 医師看護師確保対策室の職員配置図
  - 39 病院マネジメント課の職員配置図（H30.5.1）
  - 40 健康推進課の職員配置図
  - 41 疾病対策課の職員配置図
  - 42 福祉医療部医療政策局薬務課の職員配置図（平成30年度）
  - 43 女性活躍推進課の職員配置図（平成30年4月1日現在）

- 44 子育て支援課の職員配置図（平成30年8月1日現在）
- 45 こども家庭課の職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 46 くらし創造部企画管理室配置図（平成30年4月1日～）
- 47 青少年・社会活動推進課配置図
- 48 平成30年度スポーツ振興課平面図
- 49 人権施策課職員配置（H30.4.1）
- 50 消費・生活安全課の平成30年度職員配置図
- 51 環境政策課・廃棄物対策課配置図
- 52 廃棄物対策課 職員配置図
- 53 景観・自然環境課の職員配置図（平成30年度）
- 54 産業・雇用振興部部長室及び企画管理室に係る職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 55 地域産業課 職員配置図（平成30年4月1日）
- 56 産業政策課の職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 57 職員配席図（平成30年7月1日）（企業立地推進課）
- 58 雇用政策課配席図（H30.7.17現在）
- 59 農林部企画管理室 職員配置図（H30.4.26現在）
- 60 マーケティング課職員配置図
- 61 農林水産振興課 職員配置図（分庁舎5F）（H30.6.1現在）
- 62 農業経済課 職員配置図（平成30年4月1日）
- 63 畜産課 職員配置図
- 64 担い手・農地マネジメント課 職員配置図（H30.4.1現在）
- 65 農林部次長室及び農村振興課に係る職員配置図
- 66 分庁舎 5階 林業振興課・新たな森林管理体制準備室 職員配置図（H30.4.1）
- 67 奈良の木ブランド課職員配置図（平成30年4月16日現在）
- 68 森林整備課 職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 69 県土マネジメント部企画管理室 職員配置図（H30.8～）
- 70 建設業・契約管理課 職員配置図（平成30年4月1日～）
- 71 用地対策課職員配置図
- 72 技術管理課 配置図（H30年4月1日現在）
- 73 道路建設課 配置図（H30.4.1現在）
- 74 道路環境課 配席図（H30.9現在）
- 75 道路管理課 職員配置図（H30.4.1～）
- 76 地域交通課 配席図（H30.4.1現在）
- 77 河川課配置図（H30.4.1現在）
- 78 奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課 職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 79 下水道課の職員配置図（平成30年3月1日現在）
- 80 まちづくり推進局 地域デザイン推進課 職員配置図（平成30年8月1日現在）
- 81 まちづくり推進局都市計画室の職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 82 まちづくり推進局大宮通り新ホテル・交流拠点事業室 職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 83 公園緑地課 奈良公園室 平城宮跡事業推進室 職員配置図
- 84 住まいまちづくり課職員配置図（H30.4現在）
- 85 建築安全推進課の職員配置図（H30.10.1）
- 86 県有施設営繕課・営繕プロジェクト推進室 職員配置図（H30.5.1現在）
- 87 教育振興大綱推進課、教育委員会事務局企画管理室、教育次長室、教育長室に係る職員配置図
- 88 福利課・公立学校共済組合奈良支部の職員配置図
- 89 学校支援課 職員配置図（平成30年8月1日現在）
- 90 教職員課の職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 91 学校教育課及び学校教育課（分室）に係る職員配置図
- 92 学校教育課（分室）の職員配置図
- 93 生徒指導支援室職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 94 平成30年度人権・地域教育課 職員配置図（H30.4.1現在）
- 95 保健体育課職員配置図（平成30年4月1日現在）
- 96 奈良県文化財保存課・文化財保存事務所職員配置図（H30.5～）
- 97 会計局配席図（平成30年10月1日現在）
- 98 監査委員事務局職員位置図（平成30年5月15日）
- 99 奈良県議会案内図（平成30年7月4日現在）
- 100 新収用委員会事務局職員配置図

- ◎ 諮問に係る処分と理由
  - 決定：一部開示決定
  - 不開示部分：個人（奈良県職員（日々雇用職員及び非常勤の嘱託職員を除く。）及び公益財団法人奈良県学校給食会常務理事（兼）事務局長を除く。）の氏名
  - 不開示理由：条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

※審査請求の対象は、上記不開示部分のうち、県職員の氏名のみ。

- ◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関においては、来庁者の受付業務に使用するため、本庁舎（主棟、西棟、東棟及び議会棟）及び分庁舎に所在する各課室（奈良県警察本部を除く。）の職員配置図を正面玄関の受付に備え付けている。本件行政文書は、平成31年1月6日時点で正面玄関受付に備え付けられていた職員配置図であり、各課室の名称、係名、電話番号、内線番号等のほか奈良県職員、委託事業の受託事業者の職員及び外郭団体の職員の氏名が記載されている。

2 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、本件行政文書に記載された日々雇用職員（以下「本件日々雇用職員」という。）及び非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当しないため開示すべき旨主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して職員録に掲載するか否かを個別に判断しており、日々雇用職員については、その勤務条件を勘案して職員録には掲載していないとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

次に、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、法務管理官（以下「本件法務管理官」という。）について、審査請求人が別に行った行政文書開示請求において実施機関が開示した職員研修に係る通知文及び研修資料（以下「本件研修資料」という。）にて本件法務管理官の氏名が開示されていることから、本件法務管理業務担当職員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張している。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件研修資料は、本件法務管理官が講師を務める研修に使用するために作成されたものであり、本件法務管理官の氏名についても職員研修の講師及び資料作成者の氏名として記載されたものを開示したものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、本件研修資料に記載された本件法務管理官の氏名は、当該職員が行った職員研修の講師という特定の業務に係る氏名として開示されたものであり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、このことを

もって、実施機関が本件法務管理官の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

また、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、統計分析専門員（以下「本件統計分析専門員」という。）について、審査請求人が別に行った行政文書開示請求において実施機関が開示した職員研修に係る日程表（以下「本件研修日程表」という。）にて本件統計分析専門員の氏名が開示されていることから、本件統計分析専門員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張しているが、本件研修日程表についても、前述の本件法務管理官の本件研修資料に記載された氏名と同様に、個別的な事情により開示されたものであるから、このことをもって、実施機関が本件統計分析専門員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

さらに、審査請求人は、本件非常勤嘱託職員のうち、危機管理政策顧問（以下「本件危機管理政策顧問」という。）について、平成24年度に開催された奈良県防衛協会五條支部創立記念式典開催概要を掲載した奈良県防衛協会のホームページに、本件危機管理政策顧問の氏名が来賓として記載されているため、当該職員の氏名は同号ただし書アに該当する旨主張している。

この点、事務局を通じて実施機関に確認したところ、奈良県防衛協会のホームページ等に危機管理政策顧問の氏名が掲載されていることについて、実施機関は関与していないとのことであった。

公務員の氏名については、実施機関により氏名を公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって、あるいは公にされることを前提に氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

本件の場合、審査請求人が本件危機管理政策顧問の氏名が掲載されていると主張している奈良県防衛協会五條支部創立記念式典概要については、奈良県防衛協会が主催した会議に係るものであることから、当該概要に危機管理政策顧問の氏名が掲載されることについて関与していないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点はなく、また、当該概要の作成に実施機関が関与したと推測させる特段の事情もないことから、当該概要に危機管理政策顧問の氏名が掲載されたことをもって、本件危機管理政策顧問の氏名が公にされていたとは認められない。

また、奈良県防衛協会五條支部創立記念式典は、審査請求人が意見書において説明しているとおり平成24年度に開催されたものであって、当該式典に出席した危機管理政策顧問が職員配置図に掲載されている本件危機管理政策顧問と必ずしも同一の者であるとは認められない。

これらのことから、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

さらに、審査請求人は広報広聴課の正面玄関受付職員についても、同様に行政文書開示請求において実施機関が開示した文書にて氏名が開示されていることから、本件行政文書においても開示すべき旨主張しているが、前述同様、実施機関が正面玄関受付職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

なお、審査請求人は、各課室の入口付近には、日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名が記載されている職員配置図が掲示されていることから、職員配置図に記載された日々雇用職員及び非常勤嘱託職員の氏名は公になっている旨主張しているが、職員配置図は実際に来庁した者が訪問先である課室の執務室内のどこを訊ねれば良いかを確認する目的で掲示されており、誰がどこに勤務しているかを明らかにする目的をもって掲示されているものではない。また、職員配置図は実際に来庁した者しか見ることができず、このことをもって直ちに慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認めることはできない。

以上のことから、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により令和2年4月に会計年度任用職員制度が創設され、日々雇用職員及び一般職たる非常勤嘱託職員の制度が廃止された。このことを受け、会計年度任用職員の氏名が令和2年度の職員録に掲載されることになったのかについて、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、令和2年度以降、会計年度任用職員の氏名は原則掲載されていることが確認できた。一方で、特別職たる非常勤嘱託職員の氏名は、従前どおり業務内容や勤務条件などを総合的に勘案した上で掲載の可否について判断されている。現に、法務文書課に勤務する法務管理官については平成31年度以降の職員録にその氏名が掲載されているが、統計分析専門員及び危機管理政策顧問については現在もなお氏名は掲載されていない。

一般的に、実施機関の職員の氏名は、職員録に掲載されているものについて慣行として公にされていると認めるところであり、本件日々雇用職員及び本件非常勤嘱託職員の氏名が、本件開示決定の時点における職員録に掲載されていないことは既に述べたとおりである。

## 2 事案の経緯

① 開示請求	平成31年	1月	6日		
② 決定	平成31年	1月21日	付け	一部開示決定	
③ 審査請求	平成31年	4月	19日		
④ 諮問	令和元年	8月	1日		
⑤ 経過	令和3年	8月	3日	第254回審査会	審議
	令和3年	10月	1日	第255回審査会	審議
	令和3年	11月	26日	第256回審査会	審議

令和 3年12月24日 第257回審査会 審議  
令和 4年 3月31日 第258回審査会 審議